

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年10月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800278号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800020号

第1 結論

昭和54年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和56年3月まで

私が20歳に到達した昭和54年*月頃、大学生であった私の国民年金の任意加入手続を両親が行い、請求期間に係る国民年金保険料については両親が納付したと聞いている。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年*月頃、大学生であった請求者の国民年金の任意加入手続を両親が行い、請求期間に係る国民年金保険料については両親が納付したと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする両親は高齢のため証言できないとしており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は、加入手続の場所、保険料納付の場所、納付金額、納付時期について具体的に聞いておらず、国民年金に加入した場合に交付されるはずの年金手帳についても受け取った記憶がないと陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が、その主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、昭和54年*月時点において住民登録をしていたとするA市において国民年金の任意加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムの氏名検索による調査並びにB社会保険事務所(当時)が昭和53年*月から昭和56年3月までの間にA市に払い出した国民年金手帳記号番号を同払出簿により全件調査を行ったものの、請求者に当該記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、国民年金に加入していなかったと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付義務は生じず、制度上、請求期間の保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。